

報 道 資 料

令和 7 年 1 0 月 3 日
総 務 部 法 務 文 書 課
県政情報公開係 今井、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 60574、60594

奈良県情報公開審査会の第 2 9 6 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第 5 2 2 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 7 年 1 0 月 1 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実 施 機 関：奈良県警察本部長（西和警察署）
- ◎ 対象行政文書：ア 人事評価記録書（業績評価）（令和 3 年度後期 西和警察署刑事課長のもの）
イ 人事評価記録書（能力評価）（令和 3 年度 西和警察署刑事課長のもの）
ウ 人事評価記録書（業績評価）（令和 4 年度前期 西和警察署刑事課長のもの）
エ 人事評価記録書（業績評価）（令和 4 年度後期 西和警察署刑事課長のもの）
オ 人事評価記録書（能力評価）（令和 4 年度 西和警察署刑事課長のもの）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 上記対象行政文書のア、ウ及びエのうち、「業務内容」欄、「目標」欄、「困難度重要度」欄、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部及び「調整者」欄の一部
イ 上記対象行政文書のイ及びオのうち、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄及び「調整者」欄の一部
ウ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名
エ 人事評価記録書（業績評価）（令和 3 年度後期 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
オ 人事評価記録書（能力評価）（令和 3 年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
カ 人事評価記録書（業績評価）（令和 4 年度前期 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
キ 人事評価記録書（業績評価）（令和 4 年度後期 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
ク 人事評価記録書（能力評価）（令和 4 年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア及びイ
奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため
条例第 7 条第 6 号に該当
人事管理に関する情報であって、公にすることにより、職員が忌憚のない目標、意見、主張等を記載することに対して消極的になり、人事管理に必要な情報を得られなくなるおそれがあるなど、今後、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため
 - イ 上記不開示部分のウ
条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

ウ 上記不開示部分のエ、オ、カ、キ及びク

条例第7条第4号に該当

不開示決定をした行政文書の枚数は、犯罪捜査に密接に関連する活動を行う警察署刑事課の実員数を把握できる情報であって、公にすることにより、犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又は人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関は、訓令に基づき実施機関の職員の人事評価を実施している。

そこで実施機関は、本件不開示請求に対応する文書として、実施機関の職員である西和警察署刑事課員に係る人事評価記録書を特定した。

人事評価記録書のうち業績評価に係るものは、公務能率の向上や評価結果の客観性、納得性を確保するとともに、評価結果を人材育成に活用する観点から、評価者と被評価者とであらかじめ目標を設定した上でその達成度を評価する目標管理に基づいている。その上で、必要に応じて設定目標以外のその他の業務実績も併せて評価できることとしている。

人事評価記録書のうち能力評価に係るものは、当該能力評価に係る評価期間において職員が職務を遂行する中で、標準職務遂行能力の類型として、任命権者が定める項目ごとに、当該職員が発揮した能力の程度を評価するものである。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、人事評価記録書（西和警察署刑事課長のもの）の一部について条例第7条第2号及び第6号に、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名について同条第2号に、西和警察署刑事課長を除く刑事課員の人事評価記録書について同条第4号に該当すると主張している。

(2) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 人事評価記録書（西和警察署刑事課長のもの）のうち、「業務内容」欄、「目標」欄、「困難度重要度」欄、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部、「調整者」欄の一部、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部及び「調整者」欄の一部について

これらの情報は、職員が個別の目標やその達成状況に応じた自己評価等について、自己の課題や個別の考えに基づいて具体的かつ詳細に記載されたものである。また、この自己評価を踏まえて、評価者が評価を行っている。

これらの情報が公になることが前提になると、職員が他の職員等に内容を知られることを慮り、自らの目標や意見、評価等を率直に記載しなくなるおそれがあり、その結果、実

施機関においては、人事管理に必要な情報を十分に得ることができない。
そのような状況が生じると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号後段に掲げる不開示情報に該当し、同条第2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。
そこで、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、人事評価記録書（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）には、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名が記載されていることが確認できた。
警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。
公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書に該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。
このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書に該当しない。さらに、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。
以上のことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 人事評価記録書（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について

諮問実施機関は、人事評価記録書（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について、条例第7条第4号に該当すると主張している。
人事評価記録書は、個人単位で作成されており、1枚目と2枚目で様式が異なることから、一部分でも公になると、開示された文書の枚数を数え、様式を比較することで、実施機関である西和警察署刑事課の階級構成や実員数が明らかになるものである。
これらの情報が公になると、実施機関の事案対処能力や情報収集能力が明らかとなり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。
以上のことから、これらの情報については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

①	開示請求	令和5年3月19日		
②	決定	令和5年5月12日	付けで一部開示決定	
③	審査請求	令和5年6月27日		
④	諮問	令和5年9月8日		
⑤	経過	令和6年12月19日	第279回審査会	審議
		令和7年1月30日	第280回審査会	審議
		令和7年3月25日	第281回審査会	審議
		令和7年6月6日	第282回審査会	審議
		令和7年7月14日	第283回審査会	審議
		令和7年8月19日	第284回審査会	審議